

## 指 名 停 止 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：明光技研株式会社（法人番号9390001010694）  
業 者 の 住 所：山形県南陽市西落合 5 6 6 - 1
2. 指名停止措置期間：令和 7 年 6 月 1 0 日から令和 7 年 1 0 月 9 日まで  
（ 4 か月）
3. 指名停止措置の範囲：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福  
島県
4. 事 実 概 要：  
有資格者の代表取締役は、山形県高島町が発注した業務の指名競争入札  
において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとし  
て、令和 7 年 2 月 1 6 日、山形県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮  
捕され、さらに業務の入札情報を入手した見返りに現金を渡したとして、  
同年 3 月 7 日、贈賄の容疑で再逮捕された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2  
第 1 0 号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行う  
ものである。

参考 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 1 0  他の公共機関の職員と締結した工事請 負契約等に関し、代表役員等が競売入札 妨害又は談合の容疑により逮捕され、又 は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第 1 2 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内